

湖西市貨物自動車運送事業者等
燃料価格高騰対策支援金のご案内
(重点支援地方交付金事業)

問い合わせ先

湖西市産業部産業振興課

郵便番号 431-0492 湖西市吉美 3268 番地

電話 053-576-1215 FAX 053-576-1115

E-mail:sangyou@city.kosai.lg.jp

(平日 8:30~17:15 土・日・祝日を除く)

湖西市貨物自動車運送事業者等燃料価格高騰対策支援金募集要項

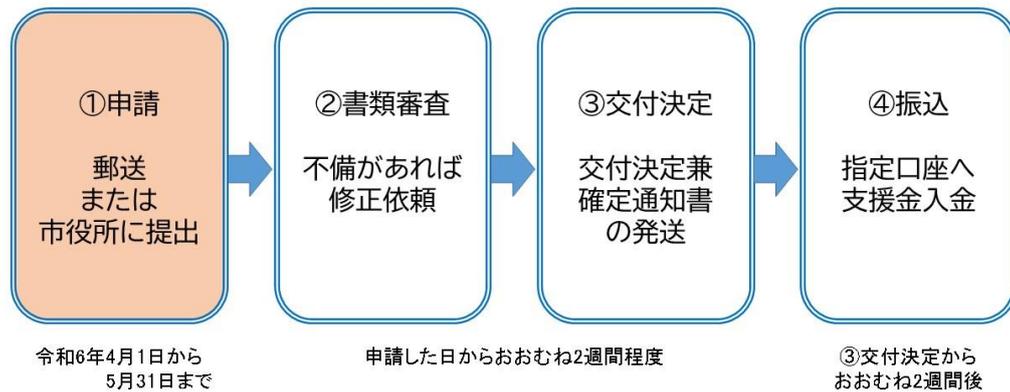
1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を直接受けているとともに、燃料の大きな節約や運賃への価格転嫁が困難な状況にあるサプライチェーンの一端を担う貨物運送事業者に対し、エネルギー価格高騰の影響を緩和するための支援金を給付します。

2 申請受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）まで

3 申請のながれ



4 交付対象者

交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす貨物自動車運送事業者です。

(1)	<p>交付申請日時点において、貨物自動車運送事業等に必要な許可を得、又は届出を行い、湖西市内で当該貨物自動車運送事業等を継続していること。</p> <p>▼貨物自動車運送事業等に必要な許可又は届出を行うとは 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業者が国土交通大臣へおこなう事業の許可及び届出（貨物自動車運送事業法第3条、35条、36条）</p> <ul style="list-style-type: none">・一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可（緑ナンバー）・貨物軽自動車運送事業の届出（黒ナンバー） <p>▼湖西市内で当該貨物自動車運送事業等を継続しているとは</p> <ul style="list-style-type: none">・法人は本社の登記簿上の住所が湖西市内にあること、または支店等の場合には、湖西市内に登記があり、市税の納付事実があるもの。・個人事業者は、湖西市内に店舗・事業所を有するもの。 ただし、法人の支店等の登記がされていない場合は事業実態を確認したうえで判断します。
(2)	市税を完納していること。
(3)	<p>以下のいずれかに該当する場合は、交付の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・国、法人税法別表第1に規定する公共法人・公序良俗に反するおそれがあると市長が認める事業者・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者・特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者・暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は当該暴力団員等と密接な関係を有する事業者・支援金と同等の助成制度による財政的支援を受け、又は受ける見込みのある事業者

5 交付対象車両

交付対象車両は次に掲げる要件を全て満たす車両です。

- (1) 交付対象者が営む貨物自動車運送事業等のために、令和6年3月31日現在において当該交付対象者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両
※二輪、三輪の自動車（オートバイ）及び被牽引車は対象となりません。
- (2) 営業ナンバー（緑ナンバー・黒ナンバー）を取得している車両
- (3) 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が湖西市内、「用途」が貨物又は特種、「使用者の氏名又は名称」が交付対象者と同一である車両

6 交付金額

(1) 支援金の算出方法

支援金の額は、次に掲げる表で車両1台ごとに決定します。

車両区分	車両の種類と車両総重量による区分		
	貨物軽自動車	一般貨物自動車	
		5トン未満 (小型)	5トン以上 (中型及び大型)
申請区分	A	B	C
支援金額	10,000円/台	17,000円/台	33,000円/台

※車両総重量は、自動車検査証の車両総重量で判断します。

※牽引車（トレーラーヘッド）を支援対象とし、車両総重量にかかわらず5トン以上のCに区分して1台ごとの支援金の額を算定します。

<例> 交付対象車両の車両総重量11トンが10台、車両総重量4トンが30台の場合
事業者への支援金額

$$33,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 台} + 17,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 台} = 840,000 \text{ 円}$$

(2) 交付額の上限

1事業者あたりの交付限度額は300万円とします。

7 申請方法

(1) 申請方法

郵送または湖西市役所窓口（産業振興課の窓口に設置してある受付箱）へご提出ください。

【郵送の場合】

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

（宛先） 〒431-0492 湖西市吉美 3268 番地

湖西市産業振興課 商工労政係（支援金担当）宛

【窓口の場合】

湖西市役所2階産業振興課の窓口に設置してある受付箱へご提出ください。

※申請書類をまとめて、封筒等に入れてください。

(2) 申請書類

申請にあたり、別表の書類が必要となります。各種様式は、以下のウェブサイトより入手できます。

【湖西市役所ウェブサイト】

<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/sangyoshinkoka/shokoro/seikakari/5/12014.html>



8 交付決定及び不交付決定

(1) 交付決定の通知・時期

申請書類の内容を審査し（おおむね 2 週間程度）、交付要件を満たしている場合は、支援金交付決定兼確定通知書（様式第 4 号）を送付します。その後おおむね 2 週間後に、指定された口座へ支援金を支払います。

(2) 不交付の通知

審査の結果、交付要件を満たしていない場合は、不交付決定通知書（様式第 5 号）を送付します。

※市税の納付状況を確認した結果、未納となっている市税がある場合で、速やかに納付されない場合は不交付となる場合があります。

(3) 交付決定の取消

必要に応じて対象事業等の実態について報告や検査を求めることがあります。交付の決定及び確定後、交付要件に該当しない事実や不正受給が発覚した場合は交付決定及び確定を取り消します。なお、支援金が支払い済みの場合は返還していただきます。

9 支援金の対象外事業

交付対象車両が、国・県または市から、支援金と同様の制度による財政的支援を受けた又は受ける見込みがある場合は、交付の対象となりません。

別表 申請書類

1	交付申請書兼請求書	支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
2	交付対象車両一覧	支援金交付対象車両一覧（様式第2号）
3	誓約書	誓約書（様式第3号）
4	振込口座情報を確認する書類	預金通帳の表紙及び当該預金通帳の振込先口座が記載されたページの写し ※支店コード、口座番号、口座名義、預金種目等がわかるように添付してください。
5	交付対象事業者であることを確認するための書類	以下のいずれかの書類のうち、申請車両に該当する書類の写し ※ <u>最新のもの、運輸局の押印済みのものをご提出ください。</u> ① 一般貨物自動車運送事業計画書 ② 特定貨物自動車運送事業計画書 ③ 貨物軽自動車運送事業経営届出書 ④ ①～③に記載の登録車両台数に変更がある場合は、最新の情報がわかるもの（変更届等） ※紛失等により提出できない方は、市ウェブサイトをご確認ください。
6	交付対象車両を確認するための書類	交付対象車両の車検証の写し又は電子化された自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し ※ <u>最新のものをご提出ください。</u> ※次の内容をご確認ください。 ①【登録年月日】 令和6年3月31日以前であること ②【自動車の種別】 「普通自動車」又は「小型自動車」又は「軽自動車」であること ③【用途】 「貨物」又は「特種」であること ④【自家用・事業用の別】 事業用であること ⑤【使用者の氏名又は名称】 申請者と同一又は同一法人であること ⑥【使用の本拠の位置】 湖西市内の住所であること ⑦【有効期間の満了する日】 令和6年3月31日以降であること
7	湖西市に事業実態があることが確認できる書類	直近の確定申告書等の写し 【法人の場合】法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書 【個人の場合】所得税確定申告書Bの第一表、第二表、及び（青色申告の方）青色申告決算書または（白色申告の方）収支内訳書
8	提出書類チェックシート	※会社名、事業者区分等をご記入ください。 ※各項目を確認し、問題がなければ <u>チェック（申請者）欄にチェックを入れてください。</u>